

新旧対照表（給水装置工事の設計審査及び検査等事務取扱要領）

改定案	現 行
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">給水装置工事の設計審査及び検査等事務取扱要領</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第一章 総則</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">（目的）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第1条 この要領は、夕張市水道事業給水条例（昭和36年条例第5号、以下「条例」という。）第7条第2項に基づく給水装置工事に係る設計審査及び竣工検査等（以下「審査等」という。）について本市及び当該業務の受託者が置く受託水道業務技術管理者の事務処理手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">（定義）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第2条 この要領における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。 二 施工要綱 給水装置設計施工要綱をいう。 三 施工要領 夕張市給水装置工事施工要領をいう。 四 施工基準 夕張市給水装置工事設計施工基準をいう。 五 受託管理者 法第24条の3第3項に定める受託水道業務技術管理者をいう。 六 指定業者 条例第7条第4項に定める指定給水装置工事事業者をいう。 七 納付担当者 条例第26条に定める手数料の徴収業務を担当する者をいう。 八 量水器担当者 条例第14条に定める量水器の貸与及び管理を担当する者をいう。 九 運用基準 夕張市スプリンクラー運用基準をいう。 <p style="margin: 10px 0 0 20px;">（書類様式）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第3条 審査等の手続きは、次の各号に定める様式を使用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 設計審査及び検査承認願書（様式第1号、以下「願書」という。） 二 給水装置工事確認書（様式第2号、以下「確認書」という。） 三 給水装置工事竣工検査報告書（様式第3号、以下「検査報告書」という。） 四 検査済証（様式第4号） 五 給水装置台帳整理簿（様式第5号） 六 スプリンクラー設備確認書（様式第6号） 七 スプリンクラー設備設置台帳（様式第7号） <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第二章 設計審査</p>	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">給水装置工事の設計審査及び検査等実施要綱</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第一章 総則</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">（目的）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第1条 この要綱は、夕張市水道事業給水条例（昭和36年条例第5号、以下「条例」という。）第7条第2項に基づく給水装置工事に係る設計審査及び竣工検査等（以下「審査等」という。）について定めるものとする。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">（定義）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。 二 施工要綱 給水装置設計施工要綱をいう。 三 施工要領 夕張市給水装置工事施工要領をいう。 四 施工基準 夕張市給水装置工事設計施工基準をいう。 五 受託管理者 法第24条の3第3項に定める受託水道業務技術管理者をいう。 六 指定業者 条例第7条第4項に定める指定給水装置工事事業者をいう。 七 納付担当者 条例第26条に定める手数料の徴収業務を担当する者をいう。 八 量水器担当者 条例第14条に定める量水器の貸与及び管理を担当する者をいう。 九 運用基準 夕張市スプリンクラー運用基準をいう。 <p style="margin: 10px 0 0 20px;">（書類様式）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第3条 審査等の手続きは、次の各号に定める様式を使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 設計審査及び検査承認願書（様式第1号、以下「願書」という。） 二 給水装置工事確認書（様式第2号、以下「確認書」という。） 三 給水装置工事竣工検査報告書（様式第3号、以下「検査報告書」という。） 四 検査済証（様式第4号） 五 給水装置台帳整理簿（様式第5号） 六 スプリンクラー設備確認書（様式第6号） 七 スプリンクラー設備設置台帳（様式第7号） <p style="margin: 10px 0 0 20px;">第二章 設計審査</p>

(設計審査の方法)

第4条 受託管理者は、施工要領第2章1.の規定により、指定業者（以下「申込者」という。）から願書による給水装置工事の設計申込（以下「申込」という。）を受理したときは、内容を確認、審査するものとする。受託管理者は記入内容に不備、誤り等があるときは、願書を申込者へ返却し、訂正するよう指導するものとする。

- 2 受理した願書は、別表1の設計審査及び検査承認フロー図（設計審査）に従って処理するものとする。
- 3 受託管理者は、審査終了後、納付担当者に願書を回付するものとする。

(納付手続)

第5条 納付担当者は、受託管理者から願書の回付を受けたときは、手数料の調定、納付書発行の事務を行い、当該願書を量水器担当者に回付するものとする。

(量水器の管理)

第6条 量水器担当者は、納付担当から願書の回付を受けたときは、量水器及びメーターコード等の手配の有無を確認し、上下水道課長（以下「課長」という。）に当該願書を回付するものとする。

(申込の決裁)

第7条 課長は、量水器担当から願書の回付を受けたときは、審査内容に不備がないか確認の上決裁し、受託管理者へ当該願書を返却するものとする。

(納付確認)

第8条 受託管理者は、課長から願書の返却を受けたときは、申込者へ納付書を交付し、設計審査料の入金を確認したのち、申込者へ当該願書を返却するものとする。

第三章 現場立会

(埋設確認)

第9条 受託管理者は、配水管の分岐工事について、申込者から配水管等の埋設位置の確認を求められたときは、必要な情報を提供するとともに、必要に応じて施工現場に立ち会った上で、確認、指示等を行うものとする。

第四章 検査承認

(検査承認の方法)

第10条 受託管理者は、施工要綱及び施工要領の定めるところにより、申込者から工事を完了した旨の報告を受けたときは、別表2の設計審査及び検査承認フロー図（検査承認）に従って事務処理を行うものとする。

(設計審査の方法)

第4条 受託管理者は、施工要領第2章1.の規定により、指定業者（以下「申込者」という。）から願書による給水装置工事の設計申込（以下「申込」という。）を受理したときは、内容を確認、審査するものとする。記入内容に不備、誤り等があるときは、願書を申込者へ返却し、訂正するよう指導すること。

- 2 受理した願書は、別表1の設計審査及び検査承認フロー図（設計審査）に従って処理するものとする。
- 3 受託管理者は、審査終了後、納付担当者に願書を回付すること。

(納付手続)

第5条 納付担当者は、受託管理者から願書の回付を受けたときは、手数料の調定、納付書発行の事務を行い、量水器担当者に回付すること。

(量水器の管理)

第6条 量水器担当者は、納付担当から願書の回付を受けたときは、量水器及びメーターコード等の手配の有無を確認し、総括主幹に回付すること。

(申込の総括主幹決裁)

第7条 総括主幹は、量水器担当から願書の回付を受けたときは、審査内容に不備がないか確認の上決裁し、受託管理者へ返却すること。

(納付確認)

第8条 受託管理者は、総括主幹から願書の返却を受けたときは、申込者へ納付書を交付し、設計審査料の入金を確認したのち、申込者へ返却すること。

第三章 現場立会

(埋設確認)

第9条 受託管理者は、配水管の分岐工事について、申込者から配水管等の埋設位置の確認を求められたときは、必要な情報を提供するとともに、必要に応じて施工現場に立ち会ったうえで、確認、指示等を行うこと。

第四章 検査承認

(検査承認の方法)

第10条 受託管理者は、施工要綱及び施工要領の定めるところにより、申込者から工事を完了した旨の報告を受けたときは、別表2の設計審査及び検査承認フロー図（検査承認）に従って処理するものとする。

2 受託管理者は、前項に基づく検査承認において、工事内容に不備があったときは、申込者に補正等を指導するものとする。

(検査手順)

第 11 条 受託管理者は、施工要領第 2 章 7. の規定により、申込者から願書及び確認書による給水装置工事の検査承認の願出（以下「承認願」という。）を受けたときは、様式第 3 号により検査するものとする。

2 受託管理者は、提出書類の内容に不備、誤り等があるときは、願書及び確認書を申込者へ返却し、訂正するよう指導するものとする。

第五章 承認手続

(検査報告)

第 12 条 受託管理者は、検査を完了したときは、願書に確認書及び検査報告書（以下「願書等」という。）を添付し、納付担当者に当該願書等を回付するものとする。

(清算)

第 13 条 納付担当者は、検査員から願書等の回付を受けたときは、手数料清算の事務を行い、課長に当該願書等を回付するものとする。

(承認願の決裁)

第 14 条 課長は、納付担当者から願書等の回付を受けたときは、検査内容に誤りがないか確認の上決裁し、受託管理者へ当該願書等を返却するものとする。

(書類整理等)

第 15 条 受託管理者は、課長から願書等の返却を受けたときは、給水装置台帳整理簿に必要事項を記入するものとする。

2 受託管理者は願書等を、設計審査及び検査承認願書綴りに保管するものとする。

(検査済証)

第 16 条 受託管理者は、申込者又は所有者から検査済証を求められたときは、これを交付することができるものとする。

附 則

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(検査手順)

第 11 条 受託管理者は、施工要領第 2 章 7. の規定により、申込者から願書及び確認書による給水装置工事の検査承認の願出（以下「承認願」という。）を受けたときは、様式第 3 号により検査すること。

2 提出書類の内容に不備、誤り等があるときは、願書及び確認書を申込者へ返却し、訂正するよう指導すること。

第五章 承認手続

(検査報告)

第 12 条 受託管理者は、検査を完了したときは、願書に確認書及び検査報告書を添付（以下「願書等」という。）し、納付担当者に回付すること。

(清算)

第 13 条 納付担当者は、検査員から願書等の回付を受けたときは、手数料清算の事務を行い、総括主幹に回付すること。

(承認願の総括主幹決裁)

第 14 条 総括主幹は、納付担当者から願書等の回付を受けたときは、検査内容に誤りがないか確認の上決裁し、受託管理者へ返却すること。

(書類整理等)

第 15 条 受託管理者は、総括主幹から願書等の返却を受けたときは、給水装置台帳整理簿に必要事項を記入すること。

2 願書等は、設計審査及び検査承認願書綴りに保管すること。

(検査済証)

第 16 条 受託管理者は、申込者又は所有者から検査済証を求められたときは、これを交付することができる。

附則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

改定

この要綱は平成 22 年 6 月 30 日から施行する